

生活環境の保全に関する水環境基準小委員会の 変更について（案）

- 1 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会生活環境の保全に関する水
- 2 環境基準小委員会における調査審議事項に、良好な水環境の保全に
- 3 関する事項等を追加するため、下記のとおり委員会の名称を変更す
- 4 ることとする。

生活環境の保全に関する水環境小委員会

- 5 よって、令和 3 年 3 月 17 日付け水環境・土壌農薬部会決定（最終
- 6 改正：令和 6 年 7 月 3 日）「中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の
- 7 小委員会の設置について」を別紙のとおり改正する。

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の小委員会の設置について（案）

令和3年3月17日
令和4年9月15日改正
令和5年4月4日改正
令和5年6月14日改正
令和6年1月12日改正
令和6年7月3日改正
令和6年●月●日改正
水環境・土壌農薬部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）
第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に置く小
委員会について次のとおり定める。

1. 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に、次の小委員会を置く。

- (1) 人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会
- (2) 生活環境の保全に関する水環境基準小委員会
- (3) バイオレメディエーション小委員会
- (4) 農薬小委員会
- (5) 水道水質・衛生管理小委員会
- (6) 土壌制度小委員会

2. 人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会においては、環境基
本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく水質の汚濁
及び土壌の汚染に係る人の健康の保護に関する環境基準の設定及び改訂
に関する専門的事項について調査審議する。

3. 生活環境の保全に関する水環境基準小委員会においては、環境基本法（~~平
成5年法律第91号~~）第16条第1項の規定に基づく水質の汚濁に係る生
活環境の保全に関する環境基準（水生生物の保全に係る水質環境基準に関
する事項を含む）の設定、改訂及び水域類型の指定等に関する専門的事項、
その他良好な水環境の保全に関する事項について調査審議する。

31
32 4. バイオレメディエーション小委員会においては、バイオレメディエー
33 ヨンに関する適切な制度について調査審議する。また、バイオレメディエ
34 ーションに関する新たな制度に基づく個別技術の審査を行う。

35
36 5. 農薬小委員会においては、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号ま
37 でに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第
38 346号）第1号イ、第3号及び第4号の環境大臣の定める基準（以下「作
39 物残留、生活環境動植物及び水質汚濁に係る基準」という。）の設定若し
40 くは改定に関する事項、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条1
41 項第11号に規定する農林水産省令・環境省令（令和5年農林水産省・環
42 境省令第2号）で定める場合に関する事項、同法第3条第1項の規定に基
43 づく特定農薬の指定若しくは変更並びに同法第25条の規定に基づく農
44 薬を使用する者が遵守すべき基準の制定若しくは改廃に関する事項その
45 他農薬による環境汚染の防止対策の在り方等について調査審議する。

46 なお、作物残留、生活環境動植物及び水質汚濁に係る基準の設定及び改
47 定に関する事項については、当部会に付議があった場合に直ちに調査審議
48 を行うものとする。

49
50 6. 水道水質・衛生管理小委員会においては、水道水その他人の飲用に供す
51 る水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する専門的事項について
52 調査審議する。

53
54 7. 土壌制度小委員会においては、土壌汚染対策法（平成14年法律第53
55 号）に関する今後の土壌汚染対策の在り方及び同法の運用等について調査
56 審議する。

57
58 8. 各小委員会の決議は、部会長の同意を得て、水環境・土壌農薬部会の決
59 議とすることができる。

60
61 9. 部会長は、各小委員会に出席し、意見を述べることができる。